

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日(当)に  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 健康保険法による保険医の登録

国民健康保険法の登録があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と  
なる旨の申出の受理

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

保安林予定森林にする旨の通知

保安林の所有者が知れないもの等

土地改良事業の認可

〃 〃 〃 〃 〃 〃

基本測量の実施を終わつた旨の通知

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正

土地区画整理組合の設立の認可

◇ 公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

部改正

◇ 正 誤 昭和四十四年一月鳥取県告示第十九号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令

第八十七号) 第九条の規定により告示する。  
昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の 記号及び番号	登 録 年 月 日
岡本 英樹	米子市皆生 一四八〇	鳥医一四〇五	昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県告示第三十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医一四〇五	岡本 英樹	昭和四十三年十二月二十七日

鳥取県告示第三十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
北村 医院	鳥取市湯所町二丁目二〇五の一	全 国	昭和四十三年十二月十六日
北村 医院分院	岩美郡岩美町大字浦富一七四六	"	"
小林 薬局	倉吉市明治町一〇三二の六	"	" 二十五日
平林齒科医院	米子市桃町二丁目一二五	"	昭和四十四年一月七日

鳥取県告示第四十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和四十三年十二月三十一日	小松 医院	鳥取市今町二丁目二〇九番地

鳥取県告示第四十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年一月一日	小松 医院	鳥取市今町二丁目一七八番地	小松 邦美

鳥取県告示第四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十、六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年一月六日	薬師寺整形 外科医院	米子市東福原 六二五ノ一	薬師寺 廓磨

鳥取県告示第四十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大字豊房字西牛飼尾二〇五三の一、字西大平二〇五五の二から二〇五五の二〇まで

(二) 指定の目的

水源のかん養  
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大字前字倉井五六一の二から五六一の四まで、五六一の六、五六一の八、五六一の九、字上高瀬五六三の二から五六三の三まで、五六三の五、大字銀戸字大野一五二一の一、一五二一の四、一五二一の五、一五二一の八、一五二一の一一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大字赤松字上楨原五六八の一二五、五六八の一二七、字池ノ奥一七〇〇の一、字鍋山一七〇一の一、一七〇一の七四から一七〇一の七六まで

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不分明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので、同法第百八十九条の規定によりその内容を青谷町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事

石 破 二 朗

保安林の所在場所											分明である最後の森林所有者				
郡	町	大字	字	地番	住	所	氏名	郡	町	大字	字	地番	住	所	氏名
鳥取	西伯	大山	赤松	上楨原五六八の一二五	鳥取	西伯	大山	赤松	上楨原五六八の一二五	鳥取	西伯	大山	赤松	上楨原五六八の一二五	谷口 さま
鳥取	西伯	大山	赤松	上楨原五六八の一二七	鳥取	西伯	大山	赤松	上楨原五六八の一二七	鳥取	西伯	大山	赤松	上楨原五六八の一二七	森 律子
鳥取	西伯	大山	赤松	字池ノ奥一七〇〇の一	鳥取	西伯	大山	赤松	字池ノ奥一七〇〇の一	鳥取	西伯	大山	赤松	字池ノ奥一七〇〇の一	清水 正春
鳥取	西伯	大山	赤松	字鍋山一七〇一の一	鳥取	西伯	大山	赤松	字鍋山一七〇一の一	鳥取	西伯	大山	赤松	字鍋山一七〇一の一	見生 常七
鳥取	西伯	大山	赤松	一七〇一の七四から一七〇一の七六まで	鳥取	西伯	大山	赤松	一七〇一の七四から一七〇一の七六まで	鳥取	西伯	大山	赤松	一七〇一の七四から一七〇一の七六まで	長安 音幸

## 鳥取県告示第四十五号

鳥取市香取二百六十九番地福田増雄ほか二十六人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(意上地区農地造成及び農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月二十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十六号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(吉田地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十七号

名和町長から申請のあつた町営土地改良(別所谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十八号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(小河内地区農道橋整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第四十九号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良(津野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(東上地区農道橋整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十一号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（落合地区農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十二号

会見町長から申請のあつた町営土地改良（朝金地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十三号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（下中谷地区農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十四号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良（場馬地区農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十五号

佐治村長から申請のあつた村営土地改良（津無地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十六号

江北土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（江北地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月二十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十七号

新開土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月二十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十八号

東伯郡泊村宇谷七百七十八番地山本展久ほか百一人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(泊村宇谷地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月二十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第五十九号

西伯郡岸本町真野五百五十九番地下村衛ほか十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(真野地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月二十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十号

西伯郡岸本町丸山百十一番地小谷成美ほか十六人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(丸山農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月二十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業地域 倉吉市
- 三 終了年月日 昭和四十三年十二月十二日

## 鳥取県告示第六十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量(二等水準測量)

二 作業地域 米子市及び境港市

三 終了年月日 昭和四十三年十二月二十五日

鳥取県告示第六十三号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行米子支店」を「株式会社鳥取銀行角盤町支店」に改める。

鳥取県告示第六十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十四条の規定に基づき、米子市石井要害土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

米子市石井要害土地区画整理組合

二 施行地区に含まれる地域の名称

米子市石井字砂口の一部

〃 要害の一部

〃 字市場の一部

〃 奥谷字代官田の一部

〃 千房の一部

三 事務所の所在地

米子市中町二十番地

(米子市建設部都市計画課内)

四 設立認可の年月日

昭和四十四年一月二十日

五 事業年度

昭和四十三年度から昭和四十四年度まで

六 公告の方法

この組合の公告は、事務所の掲示場及びこの組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行なう。



公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年一月二十四日から施行する。

昭和四十四年一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

2の項中

市道火災復興三五号線 鳥取市東品治町一五の 五番地の先から同市同 町二六の一三番地先	同上 一六五メートル	同上区間午前七時から 午後十時まで車両（軽 車両を除く。）は別 図のとおり通行する。
市道岩倉二号線、町道 五号線、四号線、一 号線、鳥取市及 び岩倉二番地先から 岩美郡国府町大字奥谷 二五番地先、同 同地内二番地先、同 地内二番地先、同 番地先、同 同地先、同	同上 二五五メートル	同上区間午前七時から 午後九時まで車両（自 動二輪車、原動機付自 転車及び軽車両を除 く。）は別図のとおり 通行する。

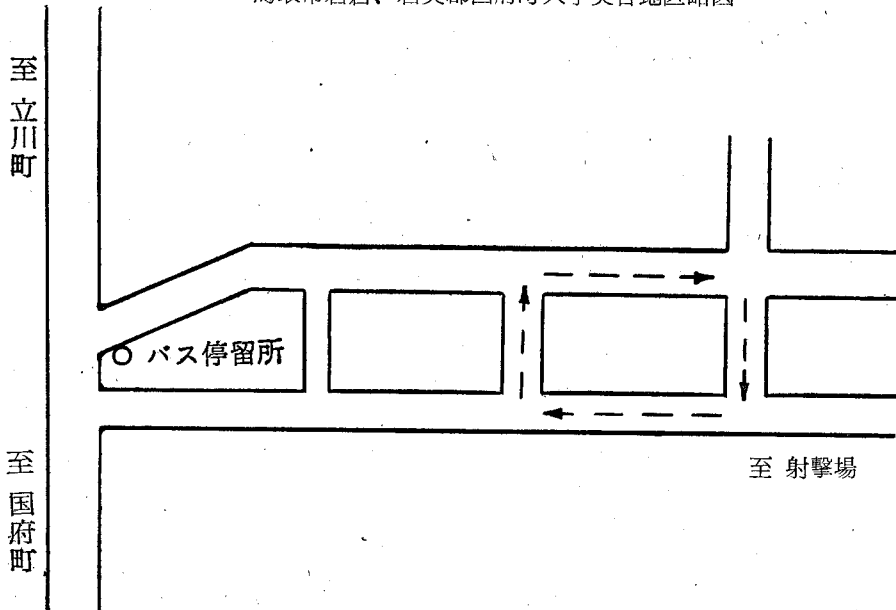
に を

改める。

別図(6)の次に別図(内)として次のように加える。

別図(6)

鳥取市岩倉、岩美郡国府町大字奥谷地区略図



正 誤

昭和四十四年一月鳥取県告示第十九号（土地の立入りの通知について）  
中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

六 上 四 日本鉄道公団 日本道路公団

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】